資料7-2

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引の改正概要等

１　手引策定の経緯等

○　平成２８年８月に台風１０号の水害により、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームで９人の利用者が亡くなる被害が発生したことを受け、社会福祉施設等の利用者の安全確保及び非常災害等の体制整備の強化・徹底を図るため、平成２８年９月９日付けで、厚生労働省から通知が発出された。

○　また、道内でも、南富良野町などの施設において甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成28年11月に道内（政令市、中核市を除く）各社会福祉施設に対し、非常災害対策計画等の策定状況調査を実施したところ、風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設は、全体の６２．６％にとどまることが判明した。

○　このため、各施設が計画等の整備を迅速に進めることができるよう、道において、平成29年８月に「非常災害対策計画の策定の手引」を策定した。

２　一部改正の趣旨

○　策定した手引きについては、各市町村、施設、施設関係団体に配付し、集団指導、実地指導で活用してきた。

○　その後、平成３０年の７月豪雨、台風２１・２４号、北海道胆振東部地震等の災害において、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が健在化したことから、平成30年11月19日付けで、厚生労働省から事務連絡が発出された。

○　また、内閣府（防災担当）が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」が、平成３１年３月２９日に改訂され、避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化された。

○　これらを踏まえ、道が策定した手引きについても、改正を行った。

３　主な改正内容

（１）厚生労働省の事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」の内容を踏まえ、停電、断水時の対応について、より詳細に追記

（２）内閣府（防災担当）策定の「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、避難情報の内容を修正

（３）対象施設に「介護医療院」を追加

（４）文言整理

＊なお、（１）について、道本庁施設運営指導課が平成３１年４月に胆振東部地震の被災地３町（厚真町、むかわ町、安平町）の社会福祉施設に対し実施したヒヤリングの結果を一部反映した。